

## 決裁・供覧

件名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づく不開示決定について（豊中市野田町1501番）			文書番号			
				近財統 - 1 第595号			
伺い文	別紙1参照						
起案	起案日	平成29年5月11日		受付日			
	部署	財務省 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1		決裁	決裁処理期限日		
					決裁日	平成29年5月19日	
	起案者	■■■■■		施行	施行処理期限日		
					施行日	平成29年5月22日	
	連絡先			行	施行先	【受信者】■■■■■	
					施行者	【発信者】近畿財務局長	
	分類名称	大分類	平成29年度行政文書開示請求		格付け	取扱上の注意	
		中分類	開示決定等			機密性格付け	2
	取扱い区分	名称(小分類)	決裁文書		保存	取扱い制限	
秘密区分		なし		行政文書保存期間		特定日以後5年	
秘密期間終了日				保存期間満了時期			
指定事由							
決裁・供覧欄							
備考欄	文書日付：平成29年5月22日						

近畿財務局 総務部  
岸山 敏浩（総務部長）【済】

近畿財務局 総務部  
矢守 泰治（総務部次長）【済】

近畿財務局 総務部 総務課  
小西 慶典（総務課長）【済】

近畿財務局 総務部 総務課  
[REDACTED]（文書係長）【後閲】

近畿財務局 総務部 業務管理課  
前田 進一郎（業務管理課長）【済】

近畿財務局 総務部 業務管理課  
[REDACTED]（上席業務管理官）【済】

近畿財務局 総務部 業務管理課  
[REDACTED]【済】

決 近畿財務局 総務部 業務管理課  
[REDACTED]【済】

裁 近畿財務局 管財部  
楠 敏志（管財部長）【済】

近畿財務局 管財部  
小西 真（次長）【済】

近畿財務局 管財部 管財総括第一課  
山田 修司（管財総括第一課長）【済】

供 近畿財務局 管財部 管財総括第一課  
[REDACTED]（国有財産総括専門官）【済】

近畿財務局 管財部 管財総括第一課  
[REDACTED]（国有財産管理官）【済】

覧 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1  
池田 靖（統括国有財産管理官）【済】

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1  
[REDACTED]（上席国有財産管理官）【済】

欄 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1  
[REDACTED]（国有財産管理官）【済】

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1  
[REDACTED]（国有財産管理官）【同報】

平成29年4月20日付で受理した行政文書開示請求書について、別添は「情報公開事務審査票」のとおり行政文書が存在しないため、別案により開示請求者に対して通知してよろしいか。  
(開示する行政文書の名称)  
近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地にかかる評価、改変(工事等)、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらにかかる交渉その他全般事項について、2013年4月1日から2014年3月31日までに個人・法人及びそれらの代理人に対して渡された通知、説明資料、配付資料及びそれらとの協議・交渉・打ち合わせなどの記録を記載したもの(配付資料・説明資料等を含む)

伺  
い  
文

## 行政文書不開示決定通知書

様

近畿財務局長 美並義人

平成29年4月19日付（平成29年4月20日受理）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地にかかる評価、改変（工事等）、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらにかかる交渉その他全般事項について、2013年4月1日から2014年3月31日までに個人・法人及びそれらの代理人に対して渡された通知、説明資料、配付資料及びそれらとの協議・交渉・打ち合わせなどの記録を記載したものの（配付資料・説明資料等を含む）

#### 2 不開示とした理由

行政文書不存在のため

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます。

（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大阪地方裁判所又は広島地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

#### \* 担当課等

（問い合わせ先） 近畿財務局 総務部 総務課

TEL：06-6949-6390

（文書主管課） 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官（1）

TEL：06-6949-6386

請求者等の住所（所在地） 及び氏名（名称）	住 所	〒 [REDACTED]	
	氏 名	[REDACTED]	
	電 話	TEL [REDACTED]	又は [REDACTED]
	備 考		
請求に係る行政文書の件名	近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地にかかる評価、改変（工事等）、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらにかかる交渉その他全般事項について、2013年4月1日から2014年3月31日までに個人・法人及びそれらの代理人に対して渡された通知、説明資料、配付資料及びそれらとの協議・交渉・打ち合わせなどの記録を記載したもの（配付資料・説明資料等を含む）		
受 理 年 月 日	平成29年4月20日		
主 管 課 等	・管財部 統括国有財産管理官（1） ・担当者 [REDACTED] 内線 [REDACTED]		
開示請求書の補正を要した場合の日数等	補正に要した日数 0日（決定期限予定 5月22日）		
決 定 期 間 延 長 通 知 書 の 送 付 日 等	送 付 日	平成 年 月 日	
	延長理由		
	延長期間	平成 年 月 日（延長期間 日）	
期 限 延 長 の 特 例	送 付 日	平成 年 月 日	
	延長理由		
	延長期間	平成 年 月 日（延長期間 日）	
第三者情報の調査手続 （意見書提出に係る適用条項 法第13条第1項 任意 法第13条第2項 必要）	照 会 先		
	内 容		
	照 会 日		
	回 答 日		
	結 果 通 知		
事 案 の 移 送	移 送 先		移送年月日
開示判定等審査委員会	開催日・	平成 年 月 日	
	結 果		
本省地方課への照会	概 要	平成 年 月 日	
開 示 可 否 の 決 定 等	1 開示	[理由]	
	2 一部開示 3 不開示 4 存否 ⑤ 不存在	行政文書不存在（保存期間満了）のため	
決 定 書 等 の 送 付	平成 年 月 日		
開 示 の 実 施	実 施 日	平成 年 月 日	
	手 数 料	閲覧 件 円	写し 枚 円
	郵 送 等	有・無	送付に要する費用 未・済（受領日・・・円切手・証票）
備 考			

行政文書開示請求書



2017年 4月 19日

近畿財務局局長殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

又は

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地にかかる評価、改変(工事等)、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらにかかる交渉その他全般事項について、2013年4月1日から2014年月31日までに個人・法人及びそれらの代理人に対して渡された通知、説明資料、配付資料及びそれらとの協議・交渉・打ち合わせなどの記録を記載したもの(配付資料・説明資料等を含む)

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

Form with options for disclosure methods: ア 事務所における開示の実施を希望する. <実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他. <実施の希望日>. ④ 写しの送付を希望する.

Table for payment details: 開示請求手数料 (1件300円), 収入印紙をはってください (with stamp), (受付印)

※ この欄は記入しないでください。

Table with columns: 担当課, 備考. 備考 contains handwritten notes: 請求する行政文書の名称等欄に相手方に確認のため「3」を追記。平成29年4月21日